

## 【民 暴 被 害 弁 護 士】

私が民暴委員会に関わるようになったのは、司法修習生の時代に、大御所である山本正士弁護士にご指導頂いたことがきっかけです。

修習時代から民暴委員会に出席させて頂いたのはもちろん、山本弁護士が中心メンバーとして担当されていた日本弁護士連合会原作の漫画「民暴の鷹—民事介入暴力と闘う弁護士の記録」（現在絶版）の最終校正にアシスタントとしてお手伝いをさせて頂き、それ以来、似つかわしくない民暴事案に携わっています。

私は、過去に 2 回の民暴被害に遭った希有な弁護士であると思っています。一つは、数学科に進んだ高校時代の友人と二人で歌舞伎町のスナックに入店したときの出来事です。カウンターに座り、ナッツ類をつまみにして、30 分程の短時間、水割り 2 杯を飲んだ後、会計時に、何と 8 万円もの代金を請求されてしまいました。

いわゆる「ぼったくり」と呼ばれるもので、たまたま友人が 8 万円以上持ち合わせていたことから、事なきを得、這々の体で逃げ帰りました。

平成 4 年 3 月に暴力団対策法が施行されましたが、今から 40 年以上前の出来事で、被害届を提出することも思い浮かばず、泣き寝入りしてしまいました。

現在では、埼玉弁護士会も、ぼったくり被害対策を行っていますが、その当時は、被害救済を受けるのは、極めて困難でした。

もう一つは、さらに遡り、60 年近く前の出来事です。杉並区内の小学校 3 年でしたが、学校から帰る途中、道の真ん中で、中野区の高学年の不良が飛びかかって来るなり脇腹にナイフを突きつけられ、金品を要求されました。

1 時間位路上で脅され続けましたが、不思議と怖いというよりは、面倒臭いという感覚でした。埒が明かないので、帰宅して金を持って来るからと機転を利かせ、何とか解放されました。

帰宅後、小学校に電話してもらい、1・2 年生の時の担任だった N 先生が駆けつけ、お寺の境内に逃げ込んだ不良少年を捕まえてくれました。当時の不良は、現在の半グレのような存在でした。

N 先生は、その後、杉並区内の別の小学校に赴任され、生徒の K 君を指導して健康優良児日本一に育て上げました。何と K 君は、後に警察庁長官に就任することになり、N 先生にとって自慢の教え子でした。

このように、N 先生を通じ、警察や暴力追放・薬物乱用防止センターとタッグを組み、対処する民暴事案を扱うきっかけとなった（かも知れない）強盗未遂事件に運命的な縁を感じる次第です。

すきがあったために、民暴被害に遭う羽目に陥った訳ですが、ご相談、ご依頼者の立場



に立ち、反社会的勢力である相手方の特性（理屈が通じる相手なのか、理性のかけらもない輩なのか等）をつかみながら、臨機応変に事案を解決するよう心掛けていますので、お気軽に民暴委員会にご相談頂きたいと思います。

寄稿者

さいたま市大宮区吉敷町1丁目92番地3 至誠堂ビル5階  
サライ法律事務所 ☎ 048-650-2700 FAX 048-650-2701  
埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会  
田澤 俊義 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.134」から編集したものです。